

# 公益社団法人 日本ダンス議会(JDC) 東部総局

## アマチュア昇降級規定

### 第1章 目的

第1条 本規定は、公益社団法人日本ダンス議会(以下「JDC」という。)が公認し、JDC 東部総局(以下「JDC 東部」という。)が主管する JDC アマチュア競技会における競技会クラス(以下「級」という。)の昇降級の基準を正確に定めることを目的とする。

### 第2章 適用

第2条 本規定は JDC 東部主管競技会の選手権、A 級競技会、B 級競技会、C 級競技会、D 級競技会、ノービス競技会に適用するものとする。

### 第3章 競技年度

第3条 競技会の年度は1月1日より12月31日とする。

### 第4章 認定

第4条 成績は競技終了後の公式な最終成績とし、級は個人に付与される。

また、成績は同一年度内における成績とし、獲得した成績は翌年度に繰り越さないものとする。

第5条 本昇級規定は、同一年度内に JDC 東部アマチュア競技会に3回以上出場した選手に適用するものとする。但し、ノービスからD級への昇級はその限りではない。

第6条 2016年度以前に JDC 東部アマチュア選手継続登録が未申請で再登録をする場合、他団体(JBDF、JCF、DSCJ)の持ち級を自己申告にて申請することにより JDC 東部の級とすることができる。

### 第5章 昇級規定

第7条 (1)ノービスからD級

ノービス競技会において、エントリー組数の30%以内の成績を獲得した場合、即日D級に昇級とする。

(2)D級からC級

D級の選手がD級競技会に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を2回獲得した場合、年度末にC級に昇級とする。

(3)下位級からB級

C級以下の選手がC級競技会に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を2回獲得した場合、年度末にB級に昇級とする。

(4)下位級からA級

B級以下の選手がB級競技会に出場し、B級4種目戦においてエントリー組数の20%以内の成績を2回獲得した場合、年度末にA級に昇級とする。

但し、B級2種目戦に出場しエントリー組数の20%以内の成績を2回獲得した場合、B級4種目戦

のエントリー組数の20%以内の成績を1回獲得したものとする。

注(1) 全ての昇級資格対象の成績は端数切り上げ最大6位までとする。

注(2) 昇級資格対象成績の最下位が同点の場合、同点の全組を昇級資格対象成績とする。

注(3) ノービスの選手(クラスの無い選手)はノービス競技会においてD級に昇級した場合、上位級の昇級規定が適用される。

## 第6章 降級規定

### 第8条 (1)A級からB級

A級の選手が選手権、A級競技会において3回以上出場、又は準決勝以上1回の入賞を満たさなかった場合、年度末にB級に降級とする。

### (2)B級からC級

B級の選手がB級競技会及び上位級競技会において3回以上出場、又は準決勝2回あるいは決勝1回の入賞を満たさなかった場合、年度末にC級に降級とする。

### (3)C級からD級

C級の選手がC級競技会及び上位級競技会において3回以上出場、又は2次予選進出2回以上あるいは準決勝以上1回以上の入賞を満たさなかった場合、年度末にD級に降級とする。

### (4)D級からノービス

D級選手がD級競技会及び上位級競技会に2年間出場しなかった場合、ノービスに降級する。

注(1) 同点にて準決勝進出の場合、準決勝進出組全てを準決勝進出として扱う。

注(2) 予選がフリーパスで準決勝が行われない競技会の場合、決勝進出組の全てを準決勝進出1/2とし同ケース2回で準決勝に1回進出したものとする。

注(3) 予選が行われず準決勝、決勝の競技会の場合、決勝進出組のすべてを準決勝進出したものとする。

## 第7章 附則

第9条 本規定は、2017年1月1日より施行する。